



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 村 上 尚 登
(コード番号 8349 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 高橋 淳悦
(TEL. 019 - 651 - 6161)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当行は平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法および改正会社法施行規則を踏まえ、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定します。

2. 改定後の「内部統制システムの構築に関する基本方針」

改定後の「内部統制システムの構築に関する基本方針」は以下のとおりです。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。
- (2) 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。
- (3) コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。
- (4) 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。
- (5) 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。
- (6) 監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。
- (2) 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。
- (3) リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。
- (4) 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。
- (3) 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。
- (2) コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

6. 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ① 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制
 - ① 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理、指導を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
 - ② 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
 - ② 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示、命令は受けないものとする。
 - (2) 監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査役が行う。
9. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当行の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制
 - ① 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 監査役からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。
 - ③ 取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。
 - (2) 子会社の取締役・監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備する。
 - ② 子会社の使用人等は、当行監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
10. 監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。
- (2) 監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

以上